

市第28号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

平成22年 6 月11日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市南区福祉 保健活動拠点	南区浦舟町 3 丁 目46番地	社会福祉法人横浜市南区社会 福祉協議会 会長 大 津 幸 雄	平成23年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月31日 まで
横浜市戸塚区福 祉保健活動拠点	戸塚区戸塚町16 7番地の25	社会福祉法人横浜市戸塚区社 会福祉協議会 会長 有 賀 美 代	同

提 案 理 由

横浜市南区福祉保健活動拠点及び横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）